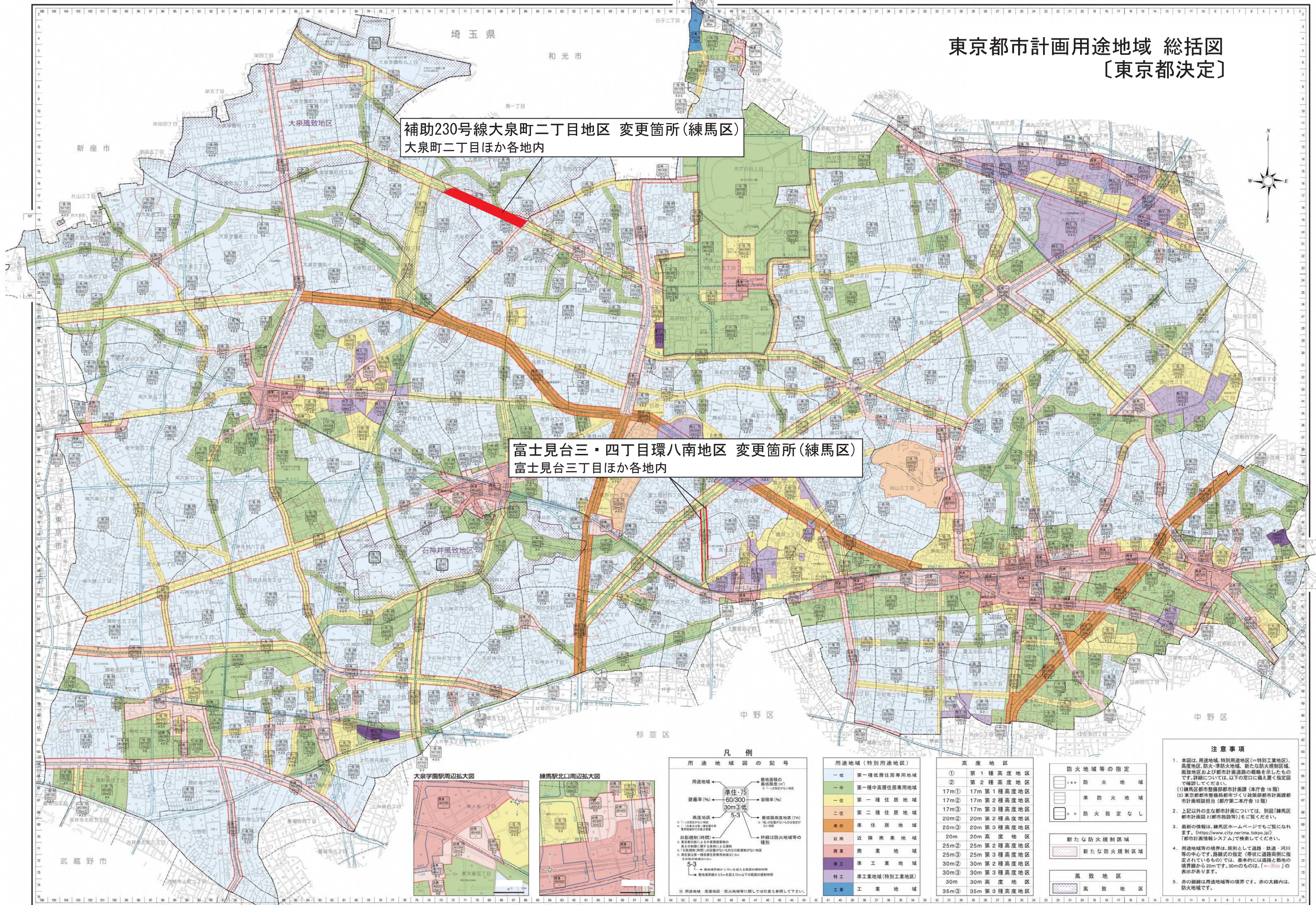


東京都市計画用途地域 総括図 〔東京都決定〕

補助230号線大泉町二丁目地区 変更箇所(練馬区)
大泉町二丁目ほか各地内

富士見台三・四丁目環八南地区 変更箇所(練馬区)
富士見台三丁目ほか各地内



凡例

用途地域 記号

用途地域 高度地区

防火地域等の指定

新たな防火規制区域

風致地区

注意事項

- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来庁ください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画情報担当(都庁第二本庁舎12階)
- 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図」(都市施設等)をご覧ください。
- 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
「都市計画情報システム」でも検索してください。
- 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路等に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から20mです。基本的には「30m」の表示があります。
- 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。